

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜、日曜、祭日)の場合は翌日)

目 次

◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施(人事委員会)

鳥取県警察官採用試験の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第七百六十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年七月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											その他 の検査	備 考	
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	揮 発 性 窒 素 (%)	水 溶性 窒 素 (%)	ア ミ ノ 酸 (%)	D C P (%)	T D N (%)			M E (cal/kg)
姫路市 伊藤忠飼料株式 会社姫路工場	西伯郡淀江町大 字中間558-1 山陰食鶏株式会社	①ジーアイ印配合飼料 フロイラー前期用ジーア イハイロエースHS-2	63.6	23.0	7.3	2.4	5.1	1.04	0.76								
		②ジーアイ印配合飼料 フロイラー後期用ジーア イハイロエースG	63.6	18.8	7.8	2.2	4.5	0.95	0.65								
神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社 工場	米子市昭和町10 鳥取県経済農業 協同組合連合会 米子支所昭和町 事業所	③くみあい配合飼料 モーレック	63.6	21.5	4.2	3.5	5.4	0.85	0.66								
		くみあい配合飼料 鳥取ビーフ前期	63.6	15.6	3.9	5.6	5.8	0.81	0.66								
		くみあい配合飼料 グリニソフレーク	63.6	14.1	3.3	7.8	5.9	0.81	0.51								
		くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと73レベル	63.6	11.9	3.9	3.8	4.7	0.77	0.45								
		くみあい配合飼料 ビーフマスターレーク74 M	63.6	12.3	3.7	3.5	4.3	0.66	0.55								
		④くみあい標準配合飼料 乳牛用1号	63.6	17.6	2.7	4.2	6.3	0.82	0.77								
		くみあい標準配合飼料 乳牛用スベンシャル	63.6	16.4	3.1	5.0	5.3	0.82	0.64								

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第七百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇一

栗原武雄 一六三七

石賀堅治 福山二三四

石田正二 石塚二四七

安井一郎 上古川一三八一

箕原影明 三四六

太田光紘 蔵内九七

楠本哲夫 小鴨三五

森利明 五九〇一三

中野次男 中河原五七〇

山本辰夫 北野五二一一

浅田和之 生田四一六七一

増田高德 丸山町四七七

藤井信雄 西倉吉町一六〇一二

永田利治 福守町五六五一

昭和六十三年八月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本武 倉吉市鴨河内二五二〇一

栗原武雄 一六三七

石賀堅治 福山二三四

石田正二 石塚二四七

安井一郎 上古川一三八一

箕原影明 三四六

太田光紘 蔵内九七

楠本哲夫 小鴨三五

森利明 五九〇一三

渡辺節利 中河原五七五

増井節雄 北野四八四

浅田和之 生田四一六七一

増田高德 丸山町四七七

藤井信雄 西倉吉町一六〇一二

前田勉 福守町五五五

昭和六十三年八月九日就任 任期三年

鳥取県告示第七百七十号

三朝町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業門前地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十一号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）丸山地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十二号

河原町が行う土地改良事業に係る釜口地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字字波字杉ヶ谷九三六の一・字スケノ平九三八の一（
以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字アセチ五二八の一（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年六月二十四日 鳥取県指令受米土維第四百六十九号
二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字上廻沢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四

大山産業株式会社

取締役社長 松本 豊

鳥取県告示第七百七十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年八月十二日 鳥取県指令受鳥土維第五百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字堀川端ノ一及び字東加路田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市弥生町三二三

株式会社鳥取銀行

取締役頭取 八村輝夫

鳥取県告示第七百七十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十三年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の国府町農業協同組合の項中「株式会社山陰合同銀行鳥取支店」を「株式会社山陰合同銀行鳥取東支店」に改める。

公 告

職員の任用に關する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和63年 8月23日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

昭和63年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数等

試験の区分	採用予定者数	第二志望可能な試験の区分
一般事務	10名程度	
学校事務	13名程度	警察事務
警察事務	5名程度	学校事務

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額99,500円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和42年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和40年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者
警察事務	

6 第一次試験

(1) 試験科目

教養試験(多肢選択式)及び適性試験(多肢選択式)

(2) 試験の期日

昭和63年10月16日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

昭和63年11月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験科目

作文試験、人物試験、適性検査及び身体検査とし、人物試験は個別面接により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和63年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和63年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和63年8月23日(火)から同年9月12日(月)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和63年9月12日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、70円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和63年8月23日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

昭和63年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	10名程度
警察官(B)	10名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	130,000円
警察官(B)	111,600円

5 受験資格
 受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格	格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和64年3月31日までに卒業する見込みの者	昭和36年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた男子
警察官(B)	上記以外の者	昭和36年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた男子

- 6 第一次試験
 (1) 試験種目
 教養試験（多枝選択式）及び論文又は作文試験
 (2) 試験の期日

昭和63年9月25日（日）

- (3) 試験の場所
 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
 米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校
 (4) 第一次試験合格者の発表
 昭和63年10月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。

- 7 第二次試験
 (1) 試験種目
 人物試験、適性検査、身体検査及び体力検査とし、人物試験は個別面接により行う。
 なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。
 (2) 試験の期日及び場所
 昭和63年11月上旬に鳥取市において行う。
 8 最終合格者の発表
 昭和63年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
 なお、合格者には、書面で通知する。
 9 採用候補者名簿及び採用方法
 試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
 10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間
昭和63年 8月23日(火) から同年 9月12日(月) まで。
なお、郵送による申込みは、昭和63年 9月12日(月) までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。